

令和8年（フ）第625号
千葉県市川市妙典6丁目5番8—203号（エルマーナ）
破産者 神田 朋子（旧姓佐藤）
1 決定年月日 令和8年9月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第914号
千葉市若葉区みつわ台5丁目28番7号
破産者 土井 ゆめ
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第977号
千葉県船橋市習志野台5—7—12—2
破産者 株式会社tomorrow
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第978号
千葉県船橋市習志野台5丁目7番12—2号
破産者 明日千夜子
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第88号
千葉県四街道市鹿放ヶ丘123番地19
破産者 ZUBAIR MOHAMMAD（ゾパール モハマド）
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第186号
千葉県柏市新柏3丁目17番地7 アビタシオン新柏202号、開始決定時の住所千葉県柏市亀甲台町2丁目7番9号
破産者 齋藤 悦子

1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第304号
千葉県松戸市南花島3丁目43番8号パークハイツ花伊B101
破産者 株式会社ファイン物販
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第305号
千葉県松戸市中和倉109番地の25 One's Sweet Home101号
破産者 伊藤由佳梨
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第310号
千葉県野田市岩名1—27—17間中ビル302号
破産者 有限会社拓昇
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第312号
千葉県野田市蕃昌346—7、住民票上の住所千葉県野田市七光台344番地の1 ファミール野田414号室
破産者 新明 拓也
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第358号
仙台市青葉区上愛子字下沢口3番地1
破産者 株式会社スディク

1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第359号
千葉県鎌ケ谷市初富802番地93 ホワイトパレスB棟101
破産者 乾 晃
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第482号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷1丁目1番1—401号
破産者 渡辺 恵
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第500号
千葉県松戸市根本464松戸京葉ハイツ6階
破産者 まるくま商事株式会社
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第507号
千葉県我孫子市岡発戸757番地
破産者 佐藤 嘉美（旧姓糸久）
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第544号
千葉県松戸市新松戸1丁目434番地 ソミール新松戸Ⅱ205号
破産者 鳥谷部勇貴

1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第545号
千葉県松戸市緑ヶ丘2丁目362番地 プレーン1ヒルズ上本郷202号
破産者 登坂 加世（旧姓木村）
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第560号
千葉県流山市前平井32番地（運B144街区2）101
破産者 笹川 正仁
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第563号
千葉県松戸市北松戸3丁目4番地の10 Sincere Hills I 202号
破産者 黒川 繕早
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第591号
千葉県野田市尾崎902—30、住民票上の住所千葉県野田市尾崎1203番地の1
破産者 山尾 拓
1 決定年月日 令和8年9月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部